

クオリティ冷却水設備の点検等作業

仕 様 書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター
基盤技術研究開発部 核種移行研究グループ

I. 一般仕様

1. 件名

クオリティ冷却水設備の点検等作業

2. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）核燃料サイクル工学研究所地層処分放射化学研究施設（以下「クオリティ」という。）に設置している冷却水設備等の性能を常に正常な状態に維持・管理するため点検整備を実施する。

3. 契約範囲

(1)冷却水設備の点検整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式

①冷却塔・・・・製造会社：日本 BAC(株)、型式：VXI-27-37T × 2 台

②冷凍機・・・・製造会社：(株)日立製作所、型式：RCUJ1700W × 2 台

4. 作業場所

茨城県那珂郡東海村大字村松 4 の 33

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター

基盤技術研究開発部 核種移行研究グループ

地層処分放射化学研究施設 ユーティリティ室、屋上

5. 納期

令和 7 年 2 月 2 8 日（作業日は別途協議）

6. 検収条件

「II. 4. 作業内容」に定める作業が完了し、「I. 15. 提出図書」の確認並びに原子力機構が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以て検収とする。

7. 支給品等

(1) 支給品

- ① 本作業に必要な電気、水等のユーティリティ
- ② 冷却塔用交換部品
 - ・ ファンベアリング、ファンライナー
 - インレットリング、モータ側プーリ、
 - ファン側プーリ、散水ポンプ用メカニカルシール、ファンベルト

(2) 貸与品

なし

8. グリーン購入法の推進

- ① 本契約においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合は、それを採用すること。
- ② 仕様書に定める提出図書（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するためその基準をみたしたものであること。

9. 保証

受注者は、本仕様書に基づいて実施した作業が本仕様書の諸条件を完全に満たすものであることを保証するものとする。

10. 協議

本仕様書に記載なき事項並びに本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び本仕様書の内容に変更が生じた場合は、原子力機構と受注者が協議、その措置を決定し、議事録の相互確認を行う。なお当該議事録の扱いは本仕様書と同等のものとする。

11. 不適合の処置

受注者は、点検作業及び製作等の過程や検査、試験等において発生又は発見された不具合（不適合）について、その概要及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。この処置案については、原子力機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処置案に再発防止策を含めること。

12. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術及び高い信頼性を社会的に求められることを認識し、原子力機構の規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について原子力機構の確認を受けること。

13. 検査員及び監督員

検査員

一般検査・管財担当課長

技術検査・基盤技術研究開発部 核種移行研究グループリーダー又はマネージャー

監督員

基盤技術研究開発部 核種移行研究グループチームリーダー

14. 契約不適合責任

検収後、1年以内に作業上の不適合が発見された場合は、受注者は直ちに手直し又は修理を無償で行うものとする。

15. 提出図書類

原子力機構に提出すべき図書は、下表のとおりとする。なお、確認を要する図書については、原子力機構の確認後でなければ、作業を開始することはできないものとする。

提出図書一覧

No	図書名	部数	提出期限	確認※ ⁴	備考
1	工 程 表	2※ ¹	契約締結後速やかに	要	
2	核燃料物質使用施設立入制限 区域 臨時立入許可申請書	1	作業開始 7 日前	—	
3	委任又は下請負等の承認に ついて	1	作業開始 21 日前	—	
4	作 業 計 画 書	1	作業開始 21 日前	—	
5	作業等安全組織・責任者届	1	作業開始 21 日前	—	
6	作 業 者 名 簿	1	作業開始 21 日前	—	資格証明含む
7	作 業 要 領 書 ※ ²	2※ ¹	作業開始 21 日前	要	作業手順含む
8	安全衛生チェックリスト	1	作業開始 21 日前	—	
9	ワ ー ク シ ー ト ※ ³	1	作業開始 21 日前	—	
10	作 業 報 告 書	1	作業終了後速やかに	要	
11	打 合 せ 議 事 録	必要数	打合せ後速やかに	要	要求に応じて
12	そ の 他	必要数	そ の 都 度	協議	

※ 1 提出部数には、返却部数を含むものとする。

※ 2 作業要領書には、本作業の概要から具体的な作業手順書（適用範囲、作業場所、作業中断等を含む）を記述し、なお且つ、本作業に必要とする「使用機器、物品名」及び受注者の「保安上の措置（連絡・通報体制等）」並びに「異常時の措置（応急措置等）」を含むものとする。

※ 3 労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づく、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施したワークシートを提出すること。

※ 4 要確認の図書は、原子力機構の確認を得るものとする。

Ⅱ．技術仕様

1. 一般事項

- (1) 本作業は、予め原子力機構の受領を得た作業要領書に従って実施すること。
- (2) 受注者は、法令及び原子力機構の定めた安全に関する規則を遵守し、安全確保のための指示に従うこと。なお、指示に従わないことにより、生じた原子力機構の損害については、全ての責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、原子力機構において認定された現場責任者を現地作業期間中の全工程にわたり常駐させて安全確保に努めること。
- (4) 本作業の現場責任者は、常に作業工程、手順等に注意し、施設内に支障をきたさないように努めること。
- (5) 本契約において対象となる設備、物品の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係わるものに限る。）について提出すること。
- (6) 本作業において契約範囲外の部品等の交換が必要となった場合は、予め原子力機構に連絡し、了解を得てから交換すること。なお、その費用については、別途精算するものとする。
- (7) 本作業にて発生した廃棄物等は、受注者にて処分すること。

2. 適用法規、規格

- (1) 関係法令
 - ①労働基準法
 - ②労働安全衛生法
- (2) 規格、基準類
 - ①日本産業規格(JIS)
- (3) 核燃料サイクル工学研究所規則等
 - ①核燃料サイクル工学研究所規則集
 - ②核燃料サイクル工学研究所共通安全作業基準及び要領
- (4) 安全作業基準等
 - ①クオリティ安全作業基準
- (5) その他の関係法令

3. 受注者の責任

- (1) 受注者が下請業者を使用する場合は、予め「委任又は下請負等の承認について」を原子力機構に提出すること。なお、下請業者として不相当と認められるときは、当該業者の変更を請求することある。また、本作業において発生した不具合や損傷については、下請業者（材料等の購入先、労務の提出先含む）が負うべき責任といえども、原子力機構に対する責任の所在は、すべて受注者にあるものとする。

4. 作業内容

点検整備内容

(1) 冷却塔の点検整備

- ① ブリード量調整バルブ交換(HX10L-1台)
- ② 散水ポンプ用メカニカルシールの交換(HX10L-1台)
- ③ ファンベアリングの交換(HX10L-1台)
- ④ ファンライナーの交換(HX10L-1台)
- ⑤ ファンシャフトの交換(HX10L-1台)
- ⑥ ファンハウジングの交換(HX10L-1台)
- ⑦ インレットリングの交換(HX10L-1台)
- ⑧ モータ側プーリ交換の交換(HX10L-1台)
- ⑨ ファン側プーリの交換(HX10L-1台)
- ⑩ ファンベルトの交換
- ⑪ 水槽内部等のケレン及び塗装
- ⑫ 塔架台プレートのケレン及び塗装

(2) 冷凍機の点検整備（2台）

- ① 保護回路
 - (a) 高圧遮断、低圧遮断及び断水リレー等の作動圧力測定とインターロック等の作動確認
 - (b) 電気制御回路の接続（端子の増し締め、配線等の劣化）状態の点検及び清掃
- ② 冷媒配管
 - (a) 膨張弁の作動状態確認
 - (b) 蒸発器の点検及び清掃
 - (c) 各配管（溶栓、安全弁含む）及び接合部からの漏洩の有無の確認
 - (d) 圧力計の交換（高圧2個、低圧2個）

③ 圧縮機

- (a) 絶縁抵抗及び運転電流値等の測定
- (b) 運転状態点検及び吸入・吐出圧力の測定
- (c) 継手及び接合部からの漏洩の有無の確認
- (d) 圧縮機の油量及び劣化等の点検
- (e) 油圧系統の点検

(3) 軽微な補修脱着

- ・ 錆の発生箇所があればケレン及びペイントを行う。

(4) 廃棄物の処分

- ・ 作業で発生した廃棄物等は、受注者の責任において処分する。

5. 異常時の措置

- (1) 受注者は、本作業の実施にあたり、予め原子力機構が指示した事項といえども安全確保が困難と判断した場合は、速やかに作業を中断し、作業員の安全確保に努めるとともに原子力機構に連絡すること。
- (2) 受注者は、作業区域において万一作業員が被災した場合は作業員の生命、身体の救急を最優先し、直ちに応急措置を行うとともに原子力機構に連絡すること。

6. その他

- (1) 工程表の作成に当たっては、事前に原子力機構と打合せを行うこと。
- (2) 各作業の開始前には、原子力機構担当者と打合せを行い、作業要領書に従って作業を行うこと。

－ 以上 －